

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月14日現在

機関番号：21401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2010～2012

課題番号：22658070

研究課題名（和文）有機農業商品化のもとでの有機農業の展開に関する研究

研究課題名（英文） Study on Development of Organic Agriculture under the Commercialization of organic Agriculture.

研究代表者

酒井 徹（SAKAI TORU）

秋田県立大学・生物資源科学部・准教授

研究者番号：80457762

研究成果の概要（和文）：JAS有機農産物表示制度が導入された2000年以降、有機食品の輸入は増加したが、国内の有機農産物生産は低迷している。一般の量販店や加工・外食業者などの実需者と、それらの実需者に供給する有機農産物専門卸売業者の取扱量に増加が見られる。国内の有機農業の拡大は、消費地からの遠隔産地や、一般の実需者向けに供給する生産者など限定的である。有機農業推進法により全ての都道府県で推進計画が定められたものの、推進計画に基づく実効性のある施策やそれに対する予算措置の点で課題がある。

研究成果の概要（英文）：Since JAS organic standard system started in 2000, organic food imports have increased, but domestic organic production remains low. The amount of organic foods sold at the supermarket and the catering industry has increased. Therefore, wholesalers specialized in organic foods have increased the sales to the supermarket and the catering industry. Domestic organic agriculture has not expanded much except in production areas far from the consuming place and suppliers to the supermarket and the catering industry. According to Law on Promote Organic Agriculture, promotion plans for organic agriculture has been established at all prefecture in Japan. However, each prefecture have neither enough effective measure nor enough budget for the measure.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	0	500,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	270,000	1,670,000

研究分野：農学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業経済学

キーワード：食の安全、農業環境政策、農産物流通、食品表示制度、農業経済学

## 1. 研究開始当初の背景

2000年に導入されたJAS有機農産物表示制度は「紛い物の有機農産物」を排除することで、商品選択における消費者利益を保護することを主な目的として導入された。制度導入により紛い物は市場から排除され、有機農産物流通の一般化も進展した。しかし、国内の生産者にとっては認証取得の手間や費用が課題となり、有機食品の輸入ばかりが増加し、国内の有機農業は振わないという問題が生じた。また、2006年の「有機農業推進法」制定により、各都道府県には有機農業の振興が求められており、生産者や産地、地方自治体の対応も課題となった。

これに対し、JAS有機農産物表示制度導入前の有機農産物流通の実態や課題についてはこれまでに榊瀧俊子・久保田裕子(1992年)、野見山敏雄(1997年)、波多野豪(1998年)などによって明らかにされ、JAS有機農産物表示制度の問題点も本城昇(2004)や中島紀一(2005)をはじめ、多くの研究者により指摘されている。しかし、それらの課題を実証的に明らかにした研究はなく、制度導入後10年目となる2010年から研究の適期を迎えたと言える。また、「有機農業推進法」や「有機農業推進方針」への対応についても、各自治体の円滑な対応に向けた検討が必要となった。

## 2. 研究の目的

本研究は、我が国でJAS有機農産物表示制度の導入により、有機農産物が一般化しつつある現段階において、有機農産物市場の性格がどのように変化しているか、有機農業に関わる政策的課題は何かについて明らかにすることを目的とする。

具体的には、第1に、JAS有機農産物表示制度導入後における有機農産物流通の展開状況を明らかにするとともに、表示制度の

メリットが現れる生産者や流通主体及び課題を明らかにすること。

第2に、有機農業推進法のもとで各都道府県が策定する推進計画について、先進的事例における計画の内容及び具体的施策並びに課題を明らかにすること。

第3に、以上をもとに有機農産物市場の性格と、JAS有機農産物表示制度と有機農業推進法の政策体系の整合性等の課題を克服する可能性について考察することである。

## 3. 研究の方法

(1) JAS有機農産物表示制度導入後における有機農産物流通の展開状況及び表示制度のメリットと課題については、有機農産物の流通経路・形態として想定される、産消提携、有機農産物専門流通業者、生協、量販店、百貨店、加工業、外食産業などを、JAS有機表示制度対応型と非対応型で大きく2つに区分し、さらに流通経路・形態の種類毎に代表的な事例を抽出し、それらを対象とする調査により、2000年以降の動向を把握する。

(2) 有機農業推進法のもとで各都道府県が策定する推進計画については、公開されている推進計画を概観しつつ、先進的自治体を対象とする調査により、計画の内容及び具体的施策並びに課題を明らかにする。

(3) 以上により、有機農産物市場の性格について考察するとともに、JAS有機農産物表示制度による表示規制と有機農業推進法に基づく施策の整合性について検討し、国内における有機農業の振興という観点から求められる方向性について検討する。

## 4. 研究成果

(1) JAS有機農産物表示制度導入後における有機農産物流通の展開状況

J A S有機表示制度導入後の有機農産物流通の展開状況を流通経路・形態ごとに見てみると、J A S有機表示制度非対応型の流通としては、産消提携と会員制の有機農産物専門小売業者がある。産消提携においては、提携グループを構成する消費者数の減少などで取扱規模の停滞が見られる。会員制の有機農産物専門小売業者においては会員数、取扱規模ともに拡大していることが確認された。これらの流通経路・形態はJ A S有機表示制度を利用していない生産者やJ A S有機表示を重視していない消費者にとって、一定の役割を果たしている。なお、専門流通業者においてはJ A S有機表示制度対応型の業者と非対応型の業者に二分されるが、いずれの場合も国内産指向が強い。生協や量販店については、J A S有機表示制度よりもプライベートブランドを重視しているものが多いなかで、積極的にJ A S有機表示制度に対応して国内産の有機農産物の取り扱いを増加させている生協も見られる。J A S有機表示対応型でも量販店の場合、生協ほど国内産指向は強くない。J A S有機表示商品は生鮮品よりも加工品の割合が高く、加工品では輸入品の割合が高い。

加工メーカーでも有機加工食品の生産が増加しているが、国内産の原料調達を指向しているメーカーでも輸入原材料が一定の割合を占めている。外食産業においても有機農産物の取り扱いが拡大しているが、生鮮品は国内産を利用しているが、加工品では輸入品の割合が高い。

なお、J A S有機表示制度の導入に伴う新たな展開として、有機農産物を生産者から集荷し、一般の量販店や加工・外食業者に供給する卸売業者の伸張が確認された。

生産者においては、消費地からの遠隔産地である北海道や鹿児島などで、J A S有機表

示制度に積極的に対応する生産者の組織化が見られる他、一般の実需者向けに供給する生産者などで拡大が見られる。

以上のことから、J A S有機表示制度は①国外の有機食品生産者、②有機農産物専門流通業者のうち、非会員制の有機農産物専門小売業者や一部の店舗型生協、③不特定多数の消費者を対象とする一般の量販店や加工・外食業者などの実需者、④それら実需者に供給する商社や国内の有機農産物専門卸売業者、⑤遠隔産地や②③④に供給する生産者にメリットをもたらしていると言える。しかし、⑤以外の生産者においてはメリットが小さく必要性が低いため、J A S有機表示制度を利用しないあるいは利用をやめる生産者も少なくない。

## (2)各都道府県が策定する推進計画の内容及び具体的施策

国の基本方針に基づき、推進計画が策定された都道府県の数を見てみると、初年度の2007年度が8、2008年度が21、2009年度が10、2010年度が5、2011年度が3と策定期間にバラつきがある。推進計画の性格は、有機農業が環境保全型農業の一部に位置づけられている場合と、環境保全型農業とは区別して位置づけられる場合とに分かれる。

推進計画を策定しても、具体的な施策としては国の事業や予算の再編成にとどまることも少なくない。有機農業の取り組みが積極的な自治体においては、自治体単独の事業として、①有機農業に取り組む生産者や消費者を対象とする実態・意向調査、②有機農業に関する試験研究、③有機農業に関する技術の普及、④生産者のネットワークづくり支援、⑤住民や消費者への理解促進、⑥販路確保支援、⑦有機農業による新規参入者の支援、⑧J A S有機表示認証取得支援など、多様な施

策を実施している。しかし、予算措置の点では十分とは言えない。

(3)有機農産物市場の性格及びJAS有機農産物表示制度と有機農業推進法の政策体系の整合性

JAS有機表示制度の導入により、有機農産物市場において、2つの意味で「商品化」が進展したと言える。ひとつはビジネスとして有機農産物を取り扱う実需者が増加したことである。もうひとつは有機農業に取り組む生産者がそうした実需者や遠隔地の消費者に農産物を販売することで、再生産を継続できようになったことである。農産物の「商品化」からの脱却を指向した産消提携から始まった有機農産物市場は、有機農産物の「商品化」を進めながら拡大していると言える。

JAS有機表示制度と有機農業推進法の政策体系の整合性の課題については、国内の有機農業振興という観点から、JAS有機表示制度の利用如何に関わらず政策支援の対象となるよう、有機農業推進法に基づき有機農業の生産面を対象とする施策の充実が求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計2件)

① Sakai T. “Policy for Sustainable Agriculture and Organic Agriculture in Japan,” 2012 Joint International Symposium Between Suncheon National University & Akita Prefectural University, 2012.10.16

② Taniguchi Y., Sakai T., Yokota S., “The Role of Teikei Farm in Urban Area : The Case of Aihara’s Farm in Kanagawa, Japan,” The 17th IFOAM Organic World Congress Urban

Agriculture Pre-conference 2011,

2011.9.26

③ 伊藤 亮司「地域農業の持続性を問う：佐渡における有機農業の課題から」日本有機農業学会社会科学系定例研究会、2013.3.9

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒井 徹 (SAKAI TORU)

秋田県立大学・生物資源科学部・准教授

研究者番号：80457762

(2) 研究分担者

伊藤 亮司 (ITO RYOJI)

新潟大学・自然科学系・助教

研究者番号：70334654

(3) 連携研究者

谷口 葉子 (TANIGUTI YOKO)

研究者番号：60507432

(4) 研究協力者

横田 茂永 (YOKOTA SHIGENAGA)